

第1部 総論

1 青梅市子ども・子育て支援事業計画とは

計画策定の趣旨

国では、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を整備しました。これにより、子ども・子育て支援の新制度が平成27年度からスタートとなります。

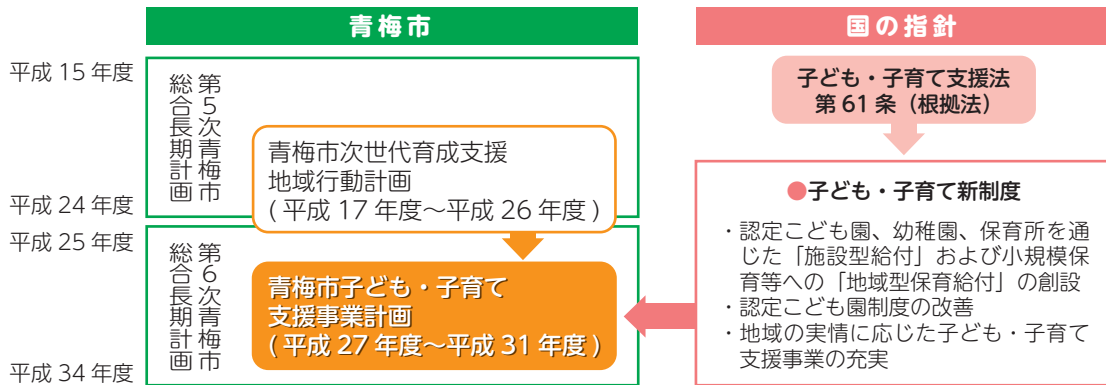
本市では平成27年4月からの新制度への移行に伴い、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。また、これまで実施してきた「次世代育成支援地域行動計画」にもとづいた施策は、今後も子育て支援施策と密接にかかわることから、その関連部分を本計画に盛り込んでいます。

「子ども・子育て支援法」の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

計画期間と位置づけ

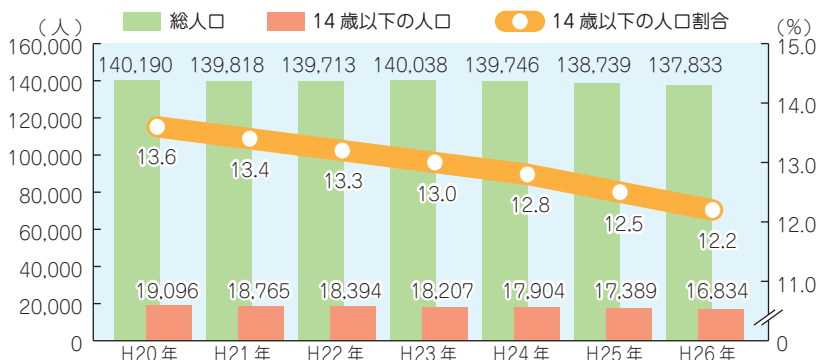
本計画の期間は、法律にもとづき平成27年度から平成31年度までの5年間とします。



2 子ども・子育てを取り巻く状況

●人口の推移●

〈総人口と年少人口の推移〉



青梅市の人口は減少傾向にあり、14歳以下の人口も減少しています。平成26年1月現在、総人口に占める14歳以下の人口割合は12.2%となっています。

資料：町丁別年齢別人口集計表 (各年1月1日)